

大阪市告示第613号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和8年5月7日（木）	午前8時30分から 午後9時30分まで
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール）	令和8年5月25日（月）	午前8時から 午後7時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール）	令和8年5月2日（土）から 同月21日（木）まで

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和8年5月4日（月）	午前8時30分から 午後7時30分まで

大阪市立 大阪プール 水泳場（50メートルプール） 水泳場（飛込みプール）	令和8年5月30日（土）から 同月31日（日）まで	午前6時30分から 午後9時まで
--	------------------------------	---------------------

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）